

平成27年11月太子町教育委員会（定例会）
会 議 録

平成27年11月18日午後4時00分より太子町教育委員会を役場B301会議室に招集した。

1. 議 事 日 程

第1. 開会・委員長あいさつ

第2. 前回定例会会議録の承認

第3. 本日の会議録署名委員指名

第4. 行事結果・予定報告

第5. 教育長報告

太子町教育委員会後援名義使用許可について
平成28年度幼稚園入園予定者数について

第6. 議 事

議案第59号 平成27年度太子町一般会計補正予算(第4号)(うち教育費に係る部分)に対する意見聴取について

議案第60号 太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案に係る意見聴取について

議案第61号 太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案にかかる意見聴取について

議案第62号 区域外就学の協議応諾に関する専決処理について

議案第63号 区域外就学の承諾に関する専決処理について

2. 本日の会議に出席した教育委員

委員長 三浦淳子

委 員 福田幸代・福田敏博・圓尾健太郎・寺田寛文

3. 本日の会議に出席した事務局職員

教 育 次 長 宗野 祐幸

管 理 課 長 首藤 武司

社会教育課長 渡邊 寧

管理課係長 福井 照子

- 委員長 こんにちは。定刻となりましたので、ただ今より平成27年11月の定例委員会を始めさせていただきます。
- 今日は朝から生憎の雨となっています。昨日は、斑鳩小学校のマラソン大会がありました。明日は龍田小学校のマラソン大会ですが、明日はどうかなと思いながら学校へ行ってきました。
- 中学校もトライやる・ウィークが無事終わりました、民推協の時に校長先生が挨拶の中で無事に終わりましたと報告されておりました。だんだん年末も近づいてきて後一ヶ月ちょっとで本年も終わります。年末に向けて色々あると思いますが、ご協力をお願いします。
- それでは、お手元の会議日程をご覧ください。2番、前回の定例会議の会議録についてご承認いただけますか。
- 各委員 異議なし。
- 委員長 異議なしですので、会議録は承認されました。署名を福田敏博委員と圓尾委員にお願いします。続いて3番、本日の会議録の署名委員に福田幸代委員と寺田委員を指名させていただきます。よろしくお願いします。
- 次に、本日の第62号議案と第63号議案につきましては個人情報保護の観点から非公開とさせていただきますがよろしいでしょうか。
- 各委員 はい、結構です。
- 委員長 ありがとうございます。それでは、非公開とさせていただきます。

●行事結果および行事予定報告

- 委員長 それでは4番の行事結果および行事予定について説明をお願いします。
- 管理課長 それでは行事結果・行事予定の説明をさせていただきます。
- <11・12・1月の行事結果並びに行事予定説明>
- 委員長 11・12・1月の行事結果と行事予定について説明していただきましたが、これについて何かご意見ご質問等はありませんか。
- 龍田小学校特別支援ボランティア会議が12月3日(木)になっておりますので追加をお願いします。
- 委員 新年交礼会は1月4日ですか。
- 教育次長 はい。4日です。
- 委員 幼稚園の音楽会はいつですか。
- 管理課長 斑鳩幼稚園が12月18日、太田幼稚園が12月17日、石海幼稚園が12月16日です。龍田幼稚園はおたのしみ会として18日となっています。
- 委員長 16日から18日まで続いていますね、お時間がありましたら見に行っていただきたいと思います。

他に何かありますか。無いようですので、それでは、続いて5番の教育長報告をお願いします。

●教育長報告

教育次長 それでは教育長報告でございます。

6ページをお開きください。今月の教育長報告は2件でございます。1件目は太子町教育委員会後援名義使用許可についてでございます。2件目は平成28年度幼稚園入園予定者数についてでございます。

1件目、太子町教育委員会後援名義使用許可についてでございます。

8ページをお開きください。申請者は兵庫県造形教育連盟西播磨ブロック代表 目木達也氏。行事名は第68回兵庫県造形教育研究大会西播磨大会、実施日は平成28年11月16日(水)、実施場所はたつの市立龍野小学校、たつの市立龍野幼稚園、醤油蔵でございます。詳細は9ページをご参照ください。以上で資料1の報告を終わります。

委員長 ありがとうございます。

後援名義使用許可申請について、ご意見、ご質問等ございますか。

無ければ承認させていただきますが、よろしいでしょうか。

各委員 結構です。

委員長 それでは承認します。

教育次長 12ページをお開きください。続きまして、2件目、平成28年度幼稚園入園予定者数についてでございます。龍田幼稚園ですが対象者数が20人に対しまして入園願数が10人で入園率が50%です。学級数は1クラスです。斑鳩幼稚園は対象者数が86人に対しまして入園願数が27人で入園率が31.4%です。学級数は1クラスです。太田幼稚園は対象者数が162人に対しまして入園願数が62人で入園率が38.3%です。学級数は3クラスです。石海幼稚園は対象者数が74人に対しまして入園願数が22人で入園率が29.7%です。学級数は1クラスです。合計しますと、対象者数は342人に対しまして入園願数は121名で入園率が35.4%です。学級数は6クラスです。年長につきましては、年少から年長に上がりますのでクラス数は変わりませんが、斑鳩幼稚園で2人、太田幼稚園で6人が新たに年長から入園されます。合計すると、龍田幼稚園は年長年少合わせまして対象者が37人に対しまして入園願数が17人で入園率は45.9%、学級数は2クラス、前年に比べてプラスマイナス0です。斑鳩幼稚園は対象者が172人に対しまして入園願数が76人で入園率は44.2%、学級数は3クラスで前年比1クラス減です。太田幼稚園は対象者が338人に対しまして入園願数が149人で入園率は44.1%、学級数は6クラスで前年比1クラス減です。石海幼稚園は対象者が161人に対しまして入園願数が62人で入園率は38.5%、学級数は3クラスで前年比1クラス減です。合計しますと、対象者数は708人に対しまして入園願数は304名で入園率が42.9%です。学級数は14クラスで前年比3クラス減となっております。今後も若干増えることが予想されますが、今回は10月30日現在の数字ということで報告させていただきます。以上でございます。

委員 長 何かご質問等ございますか。

1 つだけ、龍田の方で龍田幼稚園が無くなるという噂が保護者の間で出ていますが、幼稚園が無くなることはありませんか。どこから出た噂か分かりませんが、来年度に無くなるから、どこに入園させたらいいのかという話をききました。

教育次長 いえ、来年度も幼稚園は存続します。ご心配はありません。

委員 長 人数が少ないので無くなるのではないかという話をききました。

教育次長 そういったことは、ございません。

委員 長 はい。ありがとうございます。

委員 長 これから少し入園者は増えますか。

教育次長 そうですね。最後のその他でも報告させていただきますが、平成 28 年度、29 年度に町内に認定こども園が開園します。その辺りで保護者がどうお考えになられているのかが分かりませんので、若干変動があるかと思っております。

管理課長 2 園できます。新設で 1 件と今の石海保育園が認定こども園に移行します。

教育次長 29 年度は今のところ 2 園です。認可保育園ですが認定こども園に移行されるところがあり、その中で幼稚園の受け入れ枠がありますので今後入園が増えるかというところ流動的です。減るかもしれませんし。開園してみないと分かりません。

委員 長 上太田にできてますね。

教育次長 はい。新設の認定こども園です。

委員 長 29 年度は二葉保育園と新設の園ですか。

管理課長 二葉保育園の新設園です。

教育次長 鼓ヶ原の東側、旧太田東幼稚園を建て直して認定こども園にされて幼稚園枠もありますので太田幼稚園がどう変動するか。認定こども園ですから町内どこからでも行けますが、一番近い所で原、山田が太田幼稚園に来られるのかということの見通しが立っていません。ただ、公立幼稚園と認定こども園では保育料に若干の差がありますので保護者がどうとられるかというのがあります。

管理課長 認定こども園というのは、子ども子育て支援法の中でいろんな施策がありますが、昔、幼保一元化とかといいましたが、それに似たもので、幼稚園型とか保育園型とかがあります。今、出ておりました一号認定というのは保護者が基本的には家に居られるということで保育に欠けていない家庭、従来の幼稚園に来られている子が一号認定になります。二号認定というのは、両親共に仕事をされていて保育に欠けている状態、従来の保育所に行かれています方。三号認定というのは 0、1、2 歳の保育に欠けている状態の子になります。一号、二号は 3、4、5 歳です。認定こども園というのは一号の定員が何人、二号の定員が何人という形になりますので公立幼稚園に通わずにそちらに入園される方もおられる可能性があります。

委員 長 今の説明でよろしいですか。

教育次長 保育時間は同じです。一号認定の方は 2 時までです。二号、三号は保育所と一緒に基本は 4 時までで後は 6 時までの預かりになります。保育料が、幼稚園は今年は据え置きで 6,500 円の保育料でしたが、国から所得階層によって保育料を決めるということになっておりますので本町でも 5 階層で保育料の設定をさせていただいております。国

の決めている保育料の約半分まで上げようかということで、それは認定こども園との平準化といいますか、民営を圧迫しないという考え方で公立幼稚園についても所得の階層により国が決めている保育料の半分まで 5 年間で段階的に上げていくということになります。認定こども園では 25,000 円程度のところがありますが、今のところ階層の高いところでも来年度は 8,000 円の予定です。ですから、保育料によって認定こども園に行かれるかという一概にそうは言えないところもあって、高い保育料を払ってでも近くの認定こども園に入園しますという方もおられるでしょうし、その辺りが現在は不明確です。

委員長 公立幼稚園で 3 歳児を受け入れるということはありませんか。都会に行けば 3 歳児が幼稚園に入っているようですが。認定こども園ができてくると 3 歳児のお母さん方でどうしようかなと迷われている方がおられるようです。公立幼稚園に 3 歳児が入園できるのなら入園希望者数も違ってくるのかなと思います。

教育次長 モデルケースとして龍田幼稚園で 3 歳児から受け入れるか、最初から 4 園でやるかということが課題としてあるんですが、特に太田幼稚園が来年度は 1 クラス減で 3 クラスになりますが 3 歳児も入園するということになると部屋の問題もありますので、4 園を一律にスタートできるのかどうかという問題が出てきます。今言えるのが、モデルケースで龍田幼稚園、あるいは、東西中学校区で龍田と斑鳩幼稚園ですか。そういった中で見てみて、かなりの入園者数があれば広げるのも手かなと思います。3 歳児保育については検討課題ということで、すぐにという訳にはいかないと思います。

委員長 将来的にはどうでしょう。

教育次長 将来的には考えるのもあります。

委員長 龍田幼稚園で 3 歳児を受け入れるとすると町内全域から入園できますか。

教育次長 いいえ。やはり龍田幼稚園は龍田校区だけになります。

委員長 ただ、3 歳児が龍田校区にいるかというのとちょっと難しいですね。結局対象が 10 人程になりますからね。

教育次長 実際には今言いましたように、東西両中学校区で 1 園ずつやるとかその辺のやり方はいろいろあると思います。

管理課長 それと、国の子ども子育て支援法の中では認定こども園を推奨している中で園児の取り扱いをするような形の施策が本当にいいのかどうかということも含めながら考えると少し難しいのではないかと思います。

委員長 保育園の中にも絶対に認定こども園にはしないという所もありますしね。国が絶対にしないといけないというまではしませんという所も知っています。それは園の方針だと思いますが、これからの課題もありますね。児童も減ってきますし。

教育次長 太子町の場合は、児童が減った減ったと言っても他所に比べると幼稚園を廃園にするというようなところまではいきませんので。龍田幼稚園でも他所に比べると多いですからね。

委員長 そうですね。小学校でもこのくらいのところがありますからね。

教育次長 そういう意味からすると、他の市町に比べると恵まれているところがありますので、今言われました 3 歳児保育も併せて認定こども園の動向も見ながら考えていかないとい

けないのかなと思っております。

委 員 長 新しくできる認定こども園の内容は分かりますか。

教育次長 認定こども園については、社会福祉課が所管になりますので詳しい内容については申し訳ありませんが、分かりません。

委 員 長 保護者からどういった子どもを受け入れるのかと聞かれましたので。

教育次長 町内、町外どこからでも入園できますので、校区で分けることはありません。

管理課長 上太田のこども園の事ですか。

委 員 長 そうです。

管理課長 母体が療育の関係ですから、その方面に力を入れるというのは漏れ聞こえてきていますが、細かいことは聞いておりませんが、実際には受け入れは療育優先ということはないと思います。

委 員 長 そのように聞いたものですから。

教育次長 先ほども申し上げましたが、一号認定が何人、二号認定が何人ということですので幼稚園と同じように一号認定が5人とか10人とか枠がありますので、全員が入れるかというところでもないんです。

教 育 長 あとは、保育料に差がありますから、そのところで保護者がどう動くかというところ

委 員 長 ですか。

委 員 長 その他にご質問等はありませんか。

無いうでしたら次に議事に移ります。

●議案

管理課長 <第59号議案「平成27年度太子町一般会計補正予算(第4号)(うち教育費に係る部分)に対する意見聴取について」朗読>
16ページ、17ページをご覧ください。
管理課関係分を私から、社会教育課関係分を渡邊社会教育課長から説明させていただきます。

社教課長 <歳入・歳出について説明>

委 員 長 <歳出について説明>
説明をお聞きいただいてご意見、ご質問等ありませんか。
龍田小学校の工事はいつから入りますか。

管理課長 耐震化工事は、補正予算成立後すぐに入札にかけまして、年明け後になりますが、工期が微妙でして、卒業式等の学校行事もありますので工期が行事にかかりそうでしたら準備工事だけを1月、2月でやって、卒業式が終わってから4月に繰越予算で対応する。もしくは、3月の上旬で完成するようなら1月から工事に入ることになるので、入札が終わって落札業者との工期の話を詰めてからということになりますので、正式には決まっています。二段構えで考えています。

委 員 長 その間は使えないということですね。

教育次長 そうです。

管理課長 工事が2ヶ月くらいかかります。

委員 長 今、使っているところは他所へ行かなければならないということですね。

教育次長 そうですね。その時には、説明をさせていただくようになると思います。

管理課長 今年の3月に体育館の利用をされている方に頭出しをさせていただいております。

委員 長 全然工事が始まらなかったもので、皆さんいつやろ、いつやろと言われてますからね。

教育次長 吊天井と併せてこの際ですから水銀灯をLEDに切り替える予定ですので、それも併せての工事になります。

委員 長 ありがとうございます。水銀灯はよく切れるんです。何年も言い続けて、やっとです。

教育次長 ですから、LEDになりますのでこれからは大丈夫だろうと。太子西、東中学校も同じでLEDに切り替えます。

委員 長 龍田小学校の特別支援学級についてですが、1年生のクラスにだけフィルムを貼るということですか。

管理課長 1年生の教室と特別支援学級の教室と音楽室等と廊下、階段になります。

教育次長 南側の窓と北側廊下の窓の予定です。

委員 カーテンもですか。

教育次長 カーテンと蛍光灯です。

委員 長 空調は。クーラーは入れるんですか。

管理課長 クーラーは入れません。

委員 南総合センターの調査される時はセンターは使えますか。

社教課長 使えます。取り壊すと半年くらいは使えませんが。

教育次長 大丈夫です。ただ、課長が言いましたように、解体すると半年は我慢してもらうようになります。いろいろな施設を当たっていますので、そちらを使っていたようになります。線路より南側の自治会等のご協力をいただいて自治会館を使っていたら活動していただこうかなと思っています。

委員 長 体育館等の光熱費が上がりますが、使用料も上がりますか。

教育次長 使用料を上げる予定はありません。

委員 他所の自治会館等を借りた時に、公民館活動をされている団体は減免になるんですか。

教育次長 どういう風になるかというのは未定ですが、とりあえず建設に当たっての協議会を立ち上げる予定です。自治会の方とか教室を使われている方に来ていただいて、南総合センターをどのような形で建て替えようかなというようなご要望もあるかと思いますので。全部の要望を聞き入ると莫大な予算になりますので、その辺は常識の範囲内で取り入れられるものは取り入れていきたいと思っています。その中で、他の施設を使った場合はどうなるかというような話も出てくるとと思いますので、相談していただければいけないのかなと思っています。

委員 長 補正予算に関して他にご意見、ご質問等はありませんか。

無いですので、採決に移らせていただきます。議案第59号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各委員 異議なし。

委員 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。続いて第60号議

案をお願いします。

社教課長 <第 60 号議案「太子町立公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案にかかる意見聴取について」朗読>
20 ページから 22 ページをご覧ください。
<条例について説明>
続けて、太子町立文化会館の条例改正についてご説明させていただきます。
<第 61 号議案「太子町立文化会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案にかかる意見聴取について」朗読>
24 ページから 9 ページをご覧ください。
<条例について説明>
続けて、太子町立文化会館運営規則改正についてご説明させていただきます。30 ページから 31 ページをご覧ください。
<規則について説明>
中央公民館と文化会館、それぞれ別なんです、中央公民館の解体に伴う文化会館の条例、規則の改正ということで一括でご説明をさせていただきました。

委員長 説明をお聞きいただいて、ご意見、ご質問等ありますか。

委員長 太子町に登録されている自主活動グループというのはどういうものですか。

社教課長 今は中央公民館でも同じように年間登録をしていると思うんですが、それに準じたようなことを考えております。まず、こういった団体でこういった文化活動とか創作活動をしますという登録をしていただいて、減免することになります。どなたが来られても減免していると、元々同じになってしまいますので。

委員長 太子町でそういう活動をしているという登録をすれば二分の一になるということですか。

社教課長 そうです。まずは登録をしてくださいということです。

委員長 それは今まで公民館を使っていない団体でも同じですか。太子町で文化活動をしていればいいと。

社教課長 そうということです。

委員長 分かりました。これは個人でなく、グループで登録すればいいんですね。

社教課長 個人でなくグループです。だいたい、個人でなく数人のグループで活動されていると思います。

委員長 要するに、中央公民館があって会議をするのに会議室を借りますね。ボランティア連絡協議会で会議をします、貸してくださいということになると二分の一の減免になるということですか。今までと同じように思っていればいいということですか。

社教課長 はい、そうです。今までと同じか、ボランティアグループのように明らかに公的なことが分かっていたら自動的に減免になっていたところもあると思いますが、今度からは手間なんです登録だけお願いしたいと思います。

委員長 事前に登録ですか。

委員長 いつまでにかこの期間にというのはありますか。こんなグループですというのを登録しておけばいいんですか。

社教課長 手間ですが、お願いします。
 委 員 それは広報とかに載りますか。
 社教課長 そうですね。何かでお知らせしないと。今まででしたら、中央公民館はほとんどが文化協会の団体ばかりだと思いますが、来られたときに登録をお願いしますねと申請書を渡して申請すれば自動的に登録という風になっていたと思いますが、今回はそういう団体ばかりではないので、そういう方についてはお知らせして希望があれば登録してくださいねというというお知らせはしていかなければと思います。
 教育次長 ただ、公民館の場合は年間での曜日指定ができていましたが、それができなくなります。3ヶ月前に申し込んでいただくようになります。全く地域交流館と同じで、3ヶ月前に予約していただいて、空いていれば使っていただくということになります。ですから、どこでもそうなんです、中央公民館の場合は2月か3月に1年間のスケジュールを決めてしまって一つの団体が私達は月曜日の午後から、何時から何時まで使いますということで第一月曜なら第一月曜ばかりになりますが、今後はそれができないということです。幅広く皆さんに使っていただくという、このことと同じ考え方です。ただ、色々な方に使っていただくためにも会議室あるいは研修室をリニューアルして色々なことに使える形にしようということです。今でしたら、床がカーペットですので使いにくい団体もありますからフローリングにしてどなたでも使えるように。
 委 員 地区館も貸し館で借りようと思ったらお願いしてもかまわないということですか。それも減免になりますか。
 教育次長 借りられます。減免も従来通りです。減免になります。
 委 員 それも登録して。
 教育次長 地区館だけは元々のシステムを変えられないので、年間を通じてになっていると思いますから空いている曜日とかに使ってもらったらいいです。
 委 員 文化会館の関係は3ヶ月まえからということですね。
 教育次長 ここの地域交流館も3ヶ月前予約にしていますので、同じ3ヶ月前予約ということ。
 委 員 地区館は空いていたらということですね。
 社教課長 はい、空いていたら半年先でもとってもらえると思います。
 教育次長 その辺り、地区館は従来通りで全然変えていません。
 委 員 地区館の使用料はこのとおりで貸し館をしてくださるということですね。減免は無しですか。
 社教課長 地区館にも減免規定はあります。
 教育次長 減免規定がありますのでその額で借りられているはず。
 社教課長 ここには資料がありませんのでお答えできませんが、従来の中央公民館の使用についても減免はありましたので、地区館にも同じように減免は残っています。どなたにも使っていただきたいということで。
 委 員 姫路市だと市外でも申請すれば減免対象になりますので、太子は無いなと思っていました。
 委 員 長 以前は、中央公民館で会議がしたいので、いついつ空いてますか。空いてますよ、OKです、ということで会議ができていましたが、今回は出来ないということですね。

教育次長 いいえ。できます。

社教課長 最高3ヶ月前に予約が取れるということであって、その日に空いていればその日でも。空いてますか。空いてますよ。ということでしたら、当日でもOKです。

委 員 長 従来通りということですね。分かりました。

委 員 4月に予定していたら、1月の始めに予約するということですね。

教育次長 そういうことです。まあ、言えば早い者勝ちです。

委 員 長 そういうことで、ご利用いただきたいと思います。

 他にご意見、ご質問等はありませんか。

 無いようですので、採決に移らせていただきます。議案第60号、議案第61号について、原案を適当と認めることに異議ございませんか。

各 委 員 異議なし。

委 員 長 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

社教課長 委員長、条例改正議案は議会の承認を得るんですが、規則については教育委員会の承認が必要ですのでご承認をお願いいたします。

委 員 長 議案第61号の太子町立文化会館管理運営規則の一部を改正する規則について承認としてよろしいでしょうか。

各 委 員 結構です。

委 員 長 それでは承認いたします。続いて第62号議案をお願いします。

管理課長 ＜第62号議案「区域外就学の協議応諾に関する専決処理について」朗読＞

 ＜第63号議案「区域外就学の承諾に関する専決処理について」朗読＞

以上2議案については個人情報保護のため非公開

 本日の議案日程に基づいて議事も全て終了しましたが、その他ということで何かありますか。

管理課長 幼稚園の人数が少ないというのがありましたが、太田幼稚園の原、原池、山田の3自治会から登園される園児については、今現在はスクールバスを出しております。幼稚園の統合後、石海南幼稚園と太田東幼稚園区の方についてはスクールバスを全部出したんですが、平成22年の学校教育審議会で平成25年度から園から同心円で1.5km以上の地域ということで、3自治会という事で答申をいただき25年度から動いていますが、答申の中で実施後3年で見直すことというのがあり、先日、学校教育審議会を開催いたしました。今現在の状況であれば1.5kmという趣旨を尊重して今後も引き続き続けるべきではないかという答申をいただきましたので、今後もその方向でやっていきたいと思います。ただ、先ほど人数の件もありましたが、ものすごく少ないような状況になりましたら再度検討する必要があるという副申もいただいておりますので状況を見ながらその辺は考えていきたいと思っております。

委 員 長 それでは、他に何かご質問、ご意見等ありますか。無いようですので、以上で11月定例教育委員会を閉会いたします。ご苦労様でした。

平成27年11月18日 午後5時40分閉議